令和　　年　　月　　日

横浜市契約事務受任者

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名

参 加 意 向 申 出 書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。なお、別紙の記載内容については、事実と相違ありません。

件名： 瀬谷中学校移転建替設計業務委託

連絡担当者

所　属

氏　名

電　話

電子メール

商号又は名称：

件名：瀬谷中学校移転建替設計業務委託

|  |  |
| --- | --- |
| 提 案 資 格 | 資 格 確 認 欄 |
| 単体の企業の場合 |
| ア　横浜市一般競争入札有資格者名簿の登録参加意向申出書の提出時に横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）に登録されている者で、かつ、その内容が次の条件を全て満たす場合は「○」を記入してください。 |
|  | 登録業者コードを記入してください |  |
| (ｱ)「所在地区分」が「市内」又は「準市内」で登録されていること |  |
| (ｲ)「営業種目」について「901：建築設計（監理含む）」を含み、１位で登録されていること |  |
| (ｳ)「細目」について「Ａ：庁舎、学校、病院等の設計」を含み登録されていること |  |
| イ　設計業務実績次の条件を満たす、建築物の設計業務を行った実績（(ｱ)及び(ｲ)についてはそれぞれ別の建物でも可とします。）があり、設計業務実績が確認できる書類（確認申請書あるいは計画通知書の二面、三面、四面および、検査済証、設計契約書、図面等の写しなど、企業又は管理技術者個人の当該業務の実績が確認できる書類）が提出できること。該当する場合は「〇」を記入してください。 |
|  | (ｱ)　平成16年２月20日から令和６年２月19日までの間にしゅん工した、一棟で延べ面積2,000平方メートル以上（既存部分の床面積を除く。）の建築物の新築又は増築工事の実績 |  |
| (ｲ)　 平成16年２月20日から令和６年２月19日までの間にしゅん工した、国又は地方公共団体が発注した公共建築物の新築又は増築工事の実績（規模は問わない。） |  |
| ウ　技術者配置次の条件を全て満たす、管理技術者を配置し、管理技術者の資格等が確認できる書類（原本の写し）が提出できること。(ｲ)に該当する場合は「〇」を記入してください。 |
|  | (ｱ)　本業務の履行期間内に、一級建築士免許取得後5年以上の経験を有する者。書類：一級建築士免許証明書あるいは一級建築士免許証 | 管理技術者氏名 |  |
| 免許登録番号 |  |
| 免許取得年月日 | 年　　　月　　　日 |
| (ｲ)　提案者の組織に所属していること。　書類：代表者でない場合は、提案者の組織に所属していることがわかる保険証等 |  |
| その他　　　　次の条件を全て満たすこと。該当する場合は「○」を記入してください。 |
|  | ア　設計共同企業体の各構成員は、他の設計共同企業体の構成員になっていないこと。また、設計共同企業体の各構成員は、単体の企業として参加していないこと。 |  |
| イ　上末吉小学校、大門小学校及び南小学校建替設計業務委託の受託者ではないこと。（ただし、本業務委託において、設計共同企業体の代表者ではない構成員としては応募可能） |  |
| ウ　本業務委託のプロポーザルに「設計共同企業体の代表者ではない構成員」として応募する場合は、万騎が原小学校、菊名小学校、戸塚小学校及び本郷中学校建替え工事に伴う設計業務委託を受託した「設計共同企業体の代表者ではない構成員」ではないこと。 |  |
| エ　参加意向申出書の提出期限から受託者候補者等の特定の日までの期間中に、「横浜市指名停止等措置要綱」の規定による停止措置を受けていないこと。 |  |
| オ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当していないこと。 |  |
| カ　成年被後見人、被補佐人、被補助人及び未成年でないこと。 |  |
| キ　破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない、及びその開始決定がされていないこと。 |  |
| ク　銀行取引停止処分を受けていないこと。 |  |
| ケ　会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく再生手続き開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされていないこと（更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めた者を除く）。 |  |

令和　　年　　月　　日

横浜市契約事務受任者

 共同企業体名

代表者　住所

商号又は名称

代表者職氏名

参 加 意 向 申 出 書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。なお、別紙の記載内容については、事実と相違ありません。

件名： 瀬谷中学校移転建替設計業務委託

連絡担当者

所　属

氏　名

電　話

電子メール

共同企業体名：

件名：瀬谷中学校移転建替設計業務委託

|  |  |
| --- | --- |
| 提 案 資 格 | 資 格 確 認 欄 |
| 設計共同企業体の場合 |
| ア　横浜市一般競争入札有資格者名簿の登録共同企業体の構成員は、参加意向申出書の提出時に横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）への登録又は申請受付が済んでいる者で、かつ、その内容が次の条件を満たす場合は「〇」を記入してください。 |
|  | 登録業者コードを記入してください（申請中の場合は、その旨を記入すること。） |  |
|  |
|  | (ｱ)　「所在地区分」が「市内」で登録されている者を１者含むこと。 |  |
| (ｲ)　「営業種目」について「901：建築設計（監理含む）」を含み、１位で登録又は登録申請が済んでいること。 |  |
| (ｳ)　「細目」が「Ａ：庁舎、学校、病院等の設計」を含み登録又は登録申請が済んでいること。 |  |
| イ　設計業務実績次の条件を満たす、建築物の設計業務を行った実績（(ｱ)及び(ｲ)についてはそれぞれ別の建物でも可とします。）があり、設計業務実績が確認できる書類（確認申請書あるいは計画通知書の二面、三面、四面および、検査済証、設計契約書、図面等の写しなど、企業又は管理技術者個人の当該業務の実績が確認できる書類）が提出できること。該当する場合は「〇」を記入してください。 |
|  | (ｱ)　平成16年２月20日から令和６年２月19日までの間にしゅん工した、一棟で延べ面積2,000平方メートル以上（既存部分の床面積を除く。）の建築物の新築又は増築工事の実績 |  |
| (ｲ)　平成16年２月20日から令和６年２月19日までの間にしゅん工した、国又は地方公共団体が発注した公共建築物の新築又は増築工事の実績（規模は問わない。） |  |
| ウ　技術者配置代表者たる構成員は、次の条件を全て満たす管理技術者を配置し、管理技術者の資格等が確認できる書類（原本の写し）が提出できること。 (ｲ)に該当する場合は「〇」を記入してください。 |
|  | (ｱ)　本業務の履行期間内に、一級建築士免許取得後５年以上の経験を有する管理技術者を配置すること。なお、管理技術者は、共同企業体の代表者となる組織に所属していること。　書類：一級建築士免許証明書あるいは一級建築士免許証 | 管理技術者氏名 |  |
| 免許登録番号 |  |
| 免許取得年月日 | 年　　　月　　　日 |
| (ｲ)　提案者の組織に所属していること。　書類：代表者でない場合は、提案者の組織に所属していることがわかる保険証等 |  |
| エ　「設計共同体協定書」により、共同企業体の協定書を締結していること。　　　該当する場合は「〇」を記入してください。 |  |
| オ　構成員の分担業務が、業務の内容により「設計共同体協定書」により明らかであること。該当する場合は「〇」を記入してください。 |  |
| その他　　次の条件を全て満たすこと。該当する場合は「○」を記入してください。 |
|  | ア　設計共同企業体の各構成員は、他の設計共同企業体の構成員になっていないこと。また、設計共同企業体の各構成員は、単体の企業として参加していないこと。 |  |
| イ　上末吉小学校、大門小学校及び南小学校建替設計業務委託の受託者ではないこと。（ただし、本業務委託において、設計共同企業体の代表者ではない構成員としては応募可能） |  |
| ウ　本業務委託のプロポーザルに「設計共同企業体の代表者ではない構成員」として応募する場合は、万騎が原小学校、菊名小学校、戸塚小学校及び本郷中学校建替え工事に伴う設計業務委託を受託した「設計共同企業体の代表者ではない構成員」ではないこと。 |  |
| エ　参加意向申出書の提出期限から受託者候補者等の特定の日までの期間中に、「横浜市指名停止等措置要綱」の規定による停止措置を受けていないこと。 |  |
| オ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当していないこと。 |  |
| カ　成年被後見人、被補佐人、被補助人及び未成年でないこと。 |  |
| キ　破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない、及びその開始決定がされていないこと。 |  |
| ク　銀行取引停止処分を受けていないこと。 |  |
| ケ　会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく再生手続き開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされていないこと（更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めた者を除く）。 |  |